

(参考1)

○酒田市自殺対策計画策定に関する懇話会要綱

(平成30年8月1日告示第661号)

(目的)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条の規定により、酒田市自殺対策計画策定にあたり、有識者等の意見を聴取するため、酒田市自殺対策計画策定に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 関係団体からの推薦者
- (3) 学識を有する者
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条に定める自殺対策計画の策定が終了するまでとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、健康福祉部に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、酒田市自殺対策計画の策定をもって、その効力を失う。

酒田市自殺対策計画策定に関する懇話会名簿

(敬称略、五十音順)

委員

役職	氏名	所属(役職等)
会長	竹原幸太	東北公益文科大学(公益学部教授)
副会長	小林和人	酒田地区医師会十全堂(理事)
委員	阿部直善	酒田市社会福祉協議会(会長)
委員	安藤宏和	酒田人権擁護委員協議会(酒田市部会長)
委員	伊藤りつ子	いろんなかたちクラブ(世話人)
委員	大坂紀彦	酒田警察署(生活安全課長)
委員	小山千恵子	酒田市教育委員会 (学校教育課課長補佐兼指導係長)
委員	加藤真弓	酒田市民生委員・児童委員協議会連合会 (理事)
委員	佐藤一成	山形県庄内保健所 (地域保健福祉課 課長補佐)
委員	新井野裕司	山形県弁護士会(弁護士)
委員	西村修	酒田商工会議所(副会頭)
委員	丸山孝弥	酒田地区広域行政組合消防本部 (警防課警防主幹兼高度救急推進課長)

アドバイザー

役職	氏名	所属(役職等)
アドバイザー	矢島恭一	酒田地区医師会十全堂(副会長)